学校いじめ防止基本方針

牧之原市立榛原中学校

1 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人 的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて 行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が「心身の苦痛を感じているも の」である。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団から無視をされる
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 等

(2) いじめの理解

一つ一つの行為がいじめに当たるか否かの判断の基準は、被害生徒の心の中にあり、与えられる傷も被害生徒の心に残るものだと認識し、けんかやふざけ合いであっても、被害生徒の立場に立って、被害生徒の複雑な心情に寄り添いながら行う。またいじめには様々な表れがあることに気をつけて「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する。

(3) 基本的な考え方

いじめは、被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、被害生徒は心身ともに傷つき、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。従って本校では、いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない卑劣な行為であること、いじめはどの生徒にもどこでも起こりうること、という認識のもと、保護者や地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組んでいく。また、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくる。

2 いじめの防止等のための基本的な事項

- (1) 基本施策
 - ① 学校におけるいじめの防止
 - ア 本校の重点目標「自分を鍛え 他を思いやる」を達成するために、「自学・共励・鍛錬」の3部から出されている目指す生徒像である「自ら学び他とかかわりながら考えを深め合う生徒」「自らの手でよりよい集団づくりができる生徒」「集団の一員として正しい判断で行動できる生徒、自己の目標に向かって苦難や問題を克服できるたくましい心を持った生徒」に近づくよう、生徒が人と関わることの喜びを大切にし、互いに相手を尊重する心配りができる集団づくりを目指す。
 - イ 生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識 (規範意識) や互いを尊重する感覚 (人権感覚) をじっくりと育て、健やかでたくましい心 を育むために、生徒につき自己肯定感の高まるボイスシャワーを心がける。自分も認めても らっている、大切にされているといった思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたり できる。
 - ウ 思いやりなどの豊かな心の育成や、自己を見つめ人としてよりよい生き方を考える力を育 成するために、教育活動全体を通じて道徳教育の推進を図る。
 - エ 生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であり、授業が生徒にとってストレッサーになっていないか、生徒のストレスを高めていないかを常に意識しながら、わかる授業づくりを進める。また、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。公開授業は、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも授業を参考にし合うよい機会と捉え積極的に取り組む。
 - オ 人間関係づくりプログラムの授業を適切に行い、よりよい人間関係づくりのスキルを身に付け、円滑な人間関係づくりを目指す。また「人間関係づくり効果測定ソフト」を活用し、アンケートを2回行い、分析結果を生徒の支援に生かす。
 - カ 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、自主的に考え議論する場を設定し、その活動を支援する。また必要に応じて「いじめ撲滅全校・学年集会」等を開き、職員、生徒ともにいじめ防止に対する理解を深める。
 - キ 発達障害や性同一性障害など障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、被 災生徒を含め、特に配慮が必要な生徒については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行 うとともに、保護者と連携し、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ク 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- 生徒対象市教委学校生活アンケート 年3回(6月、10月、2月)
- 保護者対象学校評価アンケート 年2回(6月、11月)

イ いじめ相談体制

- 生徒対象教育相談 (10月)
- 生徒、保護者対象三者面談 年2回(7月、12月)

ウ 生徒につく生徒指導

○ 被害生徒は被害の事実を外に漏らすことが少なく、加害生徒は第三者に発見されないように巧妙にいじめを行うケースが多いので、生徒につく生徒指導で情報の収集をするとともに、生徒の心の動きを読み取る感性を磨き、早期発見に努める。

③ ネットいじめに対する対策

生徒及び保護者を対象に、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報 モラル研修会や異文化理解の全校道徳を実施する。

- 生徒対象情報モラル教室 5月 7月 11月
- 異文化理解 6月

(2) いじめの防止等に関する措置

① 重大事態発生の時の組織「学校いじめ問題対策委員会」の設置

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、市心の教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

イ 活動内容

いじめの情報収集、いじめの防止に対する企画立案、いじめ事案への対応協議

ウ 開催日

重大ないじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議する。

② いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導部会」の設置 いじめ防止等の中核となる常設の組織として「生徒指導部会」を設置する。

ア 構成員

教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター イ 活動内容

いじめにつながりそうなことへの情報収集、いじめの防止に対する対策、企画立案

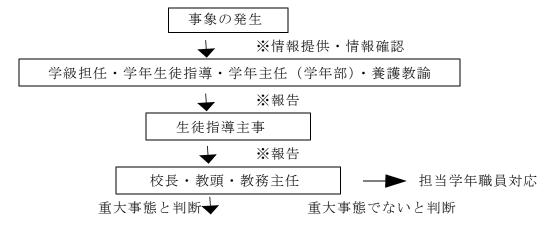
ウ 開催日

2週に1回を基本とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実 確認を行う。いじめを発見し、又は相談を受けたにもかかわらず、生徒指導部会に報告を行わ ないことは、法第23条第1項の規定違反となり得る。
- イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、上記組織を活用し、必要 に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、被害生徒とその保護者に対する支援と、 加害生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ウ 被害生徒が安心して教育を受けられるようにする必要があるときは、保護者との連携のもと、 加害生徒を、ある一定期間、被害生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を 講ずる。
- エ 被害生徒の保護者と、加害生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置を講ずる。
- オ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとは言えない。いじめが「解消している」状態 とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が少なくとも 30 日程度休んでいること。
 - 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生 徒及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等に相談し、連 携して対応する。

③ 組織体制



<学校いじめ問題対策委員会>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育 C 担当学年主任・学年生徒指導担当・S C ・S S W

※方針決定
★ 共通理解・協力の要請
全職員・部活動顧問

1対応 2指導 3家庭との連携 4外部機関との連携(教育委員会等)

5 教育相談 6 経過観察 7 経過後支援

(3) 重大事態への対処

- ア 重大事態とは次のような場合を言う。
 - いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
 - 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、 いじめが原因で生徒が30日程度欠席しているとき。
 - 生徒や保護者から、いじめが重大事態に至っていると申立があったとき。

イ 重大事態についての調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに牧之原市教育委員会に報告する。
- 教育委員会との連携のもと、対策のための組織「学校いじめ問題対策委員会」を設置して、 事態への対処や同様の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行 う。

ウ 情報の提供

- 被害生徒·保護者、加害生徒·保護者に対して、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。
- 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害生徒・保護者に確認する。

工 記録

○ 事実関係、いじめの状況、経過、具体的な対応など、指導記録を個別に作成する。